

令和2年定例会
医療保健子ども福祉病院常任委員会

説 明 資 料

《議案補充説明》

1 【議案第98号】

和解について 1

令和2年3月31日
医 療 保 健 部

1 和解について

1 概要

県が行った通所リハビリテーション事業所の指定取消処分によって損害を被ったとして、同事業所を運営していた医療法人が県に対して損害賠償を求めている訴訟について、名古屋高等裁判所から和解勧告がありました。また、和解案を受け入れる場合は、3月末までに議会の議決を得るようにとの要請がありました。

和解内容を検討したところ、県が損害賠償金を支払う必要のないものであり、県にとって受け入れることのできる内容であることから、今会議において、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、和解に係る議決をお願いするものです。

2 和解の相手方

東京都新宿区市谷田町一丁目1番地3
医療法人社団山虎会 理事長 山田 雄大

3 和解の内容

- ・ 県は、山虎会に対して行った行政処分が前訴（指定取消処分の取消請求事件）の判決により取り消され、判決が確定したことを確認する。
- ・ 本件請求に関して、山虎会と県との間に債権債務関係がなく、一切の紛争が存在しないことを確認する。
- ・ 訴訟費用は、各自の負担とする。

【参考】これまでの経緯

H22. 9. 21	県は、山虎会が平成20年2月から平成22年1月にかけて通所リハビリテーションサービスに係る介護報酬を不正に請求等していたことを理由に、事業所の指定を取り消す行政処分を行った。
H24. 7. 30	山虎会は、県の指定取消処分には、処分理由に係る事実認定に誤りがあることなどを主張し、処分の取消しを求めて訴訟を提起したが、津地方裁判所において、山虎会の請求を棄却する判決が下された。
H25. 4. 26	山虎会は、津地方裁判所の判決を不服として控訴したところ、名古屋高等裁判所は、指定取消通知書における理由提示の不備を理由に山虎会の請求を認める判決を下し、県が敗訴した。
H26. 10. 31	県は上告の受理申し立てを行ったが、最高裁判所第二小法廷において、上告審として受理しないとの決定がなされ、これにより、控訴審判決（県の敗訴）が確定した。
R1. 7. 18	山虎会は、指定取消処分によって被った損害の賠償を求めて訴訟を提起したが、津地方裁判所は、山虎会の請求を棄却する判決を下した。
R1. 7. 31	山虎会は、津地方裁判所の判決を不服として、名古屋高等裁判所に控訴した。